

官許明治八年三月廿三日

松村春輔編集
孟齋芳虎畫圖

復古夢物語 四編

東京 文永堂梓

第四編之詞

味齋主人

嘉永六年より日曆を經る茲に廿年、稍開明の
 機に進み、今上天皇の御即位一年、起発
 と心づき、先づ東國に烈公あり、西國は島津公
 毛利公の如き在り、錦旗を促し奉り、遂に南出の
 朝敵を懲り、内より泰平の功を奏し、外は萬國
 と交際し、乃義務を、我日章と共に輝かし、四民の
 自立の權利を得じ、是皆本傳に載る忠臣



松本三郎

志のつとめはあつたき
 んもよりのあつたき
 まゝにまゝのあつたき
 あつたきまゝのあつたき

英傑の遺を所、這いよるは、美名を苦
 乃下に埋め、只み見過、仁もあらんや、憶癡志し
 夢物語、終に十五編の條下、至り、姑息の眠を
 覚し、始る文明の、ほろに世界を、一目一瞬
 く、兒童み今の形勢、自然と悟る、為あらん

明治八年一月の下旬東京濱街
 桜雨園中小休窟に毫と採り

紅雪野史春輔記



再出
中山侍從
忠光卿



直及古四

精忠一轍
同今古又
見芳山萬
樹春
櫻雨題



平野次郎因臣

山城の男
遠山景



口畫國輝



文久元年の春

天皇男山より行

幸一給ふと

杉山真蔭

もよほし傳

遠くいそぎ

大君の大御心

神樂

ら

後書要物書第四編上

松村春輔編輯

復解文久三年八月十八日の未明頃御所近方の椿

事と所へけるより長州家の支藩毛利讃岐守吉川

監物長臣益田右衛門等直に人数を操出し既

堀町御門まで馳附し門戸を鎖し入ることを協

然るふと名なる壮士等ハ奮氣を突し門戸を碎き進

と

つらんと去るくみぞ吉川監物。是と諭し毛利讃岐守
益田右工門の兩名を誘ひ鷹司閔白殿下の裏門
より竊み進みて殿下へ渴し今朝よりの変動に如
何子細に候ふぞと伺ひける。殿下も更み容子を
弁へあひざると三條の黄門も伺ひ見んと實美卿
の御館もまうで始めに如く伺をれし。今日の緯
何とも辨まらざるよし。答へる。みぞ三將ハ黄門卿
を殿下の御館に誘ひませし。せける。みぞ退く。是まぞの

復古四十一

議奏國事掛りの公卿方も殿下の許し來會做し。み
の三條西中納言季知卿。東園中將基敬朝臣。東久世少
將通禧朝臣。四條侍從隆詞朝臣。錦小路右馬頭賴徳
朝臣。壬生修理太夫基修朝臣。澤主水正宣嘉朝臣。等
俄の變み事を弁せ。俱み心を苦しめ。みぞ然る。み
宮中。みぞ前殿下。近衛左府公。二條右府公。徳大寺内
府公。近衛左大將。列座。みぞ中川尹宮ハ御座の側ら
みぞ仰出さる。此頃三條中納言を始る。

議奏國事懸り皆長州の暴論不狹一叨小聖慮を矯
め夷狄親征の物論を主張一就中大和行幸の命令
ハ尤も長州の暴議より起りと 叡慮ありて是を
震怒甚しく是皆中納言等長人と共み不良を圖
るなり因て更ふ大和行幸致止むりの令を傳へぬ
尚三條中納言以下長人と事を謀り一者追て御取
糾一も有之登く先づ禁足他人と面會を差止むる
旨我御演説ありて次小 柳原中納言光愛卿を召て

慶吉四上三

議奏本官を仰渡さるる且先達て國事のとふし不良
の免職ありし中山大納言忠能卿正親町三條大納言
実愛卿阿野宰相中將公誠卿を名して議奏復職
を仰渡さるる正親町実徳卿庭田中納言重胤卿
兼室左大辨長順朝臣を召一議奏副を仰渡され
又此御達一を蒙り馳参らるる一諸候あつ因幡中將
慶徳米澤少將齊憲備前少將茂政朝臣等皆甲
冑小身を堅め家臣数多引卒一禁中堅固小警衛

御親征の儀ハリ申上ル機會ハありける敵慮のよし
たのひ尹宮より勅詔を陳べぬ今般夷狄
勅使と俱ふ参内ありしうが五座ふ述く召させ
柳原黄門を勅使として仰渡されけり殿下の直
免トありふ決まり時関白殿下ふ参内有べくやう
ゆも終ふ毛利父子とんとたのひ九門内の固を
旋一只管長州人の所業被譏説するをとりて朝廷
做しぬ此時會津少将所司代淀侍従も内外ふ周

ろ宸哀を矯ゆ御沙汰のよしを施行致き段全く思食
ふ在らせらるる何と御親征も在らせらるる攘夷
の敵慮ふ於てい少の憂ずるとなく然れども大
和行幸の儀ハ所延引仰出さるるもの赴あり扱又
長州藩の環町御門の警衛を免ぜらるるのよし
再往ふ所沙汰ありしうの一藩是致承伏せず是
ふより楯原殿長藩の固所へ勅使として向らせぬ
毛利讃岐守。吉川監物。益田右工門外。等自郎も於

て勅諭を拜耳致すべくと達せらるるに就き此
終引退くことを伏せざるより勅使榊原殿に其機
を察し終ふ関白の館へて勅命を達しぬの毛
利宰相父子建言の廉をとらて攘夷所親征の
儀兼て勸諭ありせらるるに所今般行幸のともより
疎暴の所置有之だん所取調ありせらるるといふも
攘夷の義のりびくまでも勸諭確呼として変ずる
となく之より宰相父子ありて攘夷の儀

御依頼の思召候ありと忠節を竭すべく尚藩士も多
人数のともあり呉々も疎暴の始末ありとあきやう帰
國りてすべく段仰渡さるるに吉川監物 勅旨を
奉戴し次み三條殿を始め御咎めありし公卿方の
謝罪を歎願し既し一先引去んとするに此時より三
條殿以下の公卿の関白の館へ集會し共進退を
會議あり折あり清水谷宰相中将公正卿 勅使として
関白の館へありて仰達せらるるに三條中納言以下謹

鎮の身とて禁を犯し殿下み推参まるぞう容易ふ
らぐ速うみ各郎み引取何分の所所置を相待べくと
事嚴うの勅命み今も是までありと三條中納言三
條西中納言季知卿。東久世少將通禧卿。四條侍從
隆訶卿。錦小路右馬頭頼徳朝臣。壬生修理大夫基
修。澤主水正宣嘉朝臣の七人の遂み心を決しうみ
毛利讃州吉川益田の三將と俱み関白の館を立いで
たむひ大佛妙法院の宮海で落去うとあみ七卿

方々衣冠を着し環襟を倣しあひ所太刀を佩き勢
馬み歩跨ぐり随従みの御親兵人数立烏帽子を
着し腹巻小手脚當み身と堅め鎗長刀を携えつ
憤怒面み顯きて公卿方の前後を固め落行のみ有
様も壽永の往古平家の一門源氏の為み襲えんぞ
安徳帝を守護倣して西海遙うみ致落あらしも斯や
あゝんと心無き身もたうとばあがうけり徳王七
卿毛利の三將も諸共み大佛妙法院の宮まぐ引揚



天の川に
志組
幕軍と
防く

徳川四上

た多ひ衆議決定の上其夜戌の刻益田右工門之介
を以て今日堺町御門の所警衛を免除あせ付ら
と候上る國許海岸の防禁尽力仕度毛利讃岐
守吉川監物を始め誥居の者唯今より歸國仕候
尤攘夷の儀ハ彌御依頼仰付らるの段難有御受奉
申上候猶又三條中納言殿を始とる積年誠心無二
の公卿方今般攘夷の先鋒懇願も在らせらと候
付國許まぐ御供仕候あひど何卒早々所復職乃

樓古四上七

御沙汰待奉つり候と歎願の書を呈しつて夫より人
数を引纏め追々伏水まぐ出陣ありける所親兵の
輩ハ何國までも隨從做さんと願ひしども各
勅勘の身のかゝりも朝廷の兵士を私召具せ
んと恐ありとていとも懇ろふ諭しめよと妙門
より尋く退散せし其々中め私る隨從せし者
三十人めも及びしとぞ此時過激の若者づらる籍
ともまじく暴擧の振舞ふ速むんとする勢ひある

を三将染く注意倣一其ふ七卿を誘ひつ長門を
差して落行ぬ鳴呼此七人の公卿も昨日までを
玉座ふ近く大政を司採り天下の事ふ勉勵倣
た多ひ一河威光の四海ふ溢れ海内の諸候を制
しぬ御身と今日遥うの波濤を凌ぎ西海の
果ふ赴きぬの實ふ哀とぬの耳へけり
徳て十九日の朝ふ到り三條殿以下の公卿方長州へ
下向の事未と朝廷へ貫つぎや三條中納言殿ふ

復古上八

参内候やう里亭へ達しぬ一ぬと最早長州へ幾途
倣しぬ後なる故中川宮會津中將の以の外怒らせぬ
ひ募て議官ふ解き立とぬぬの三條以下七人の堂上犯禁
の既ふ違勅の罪ふ當ぬ速う追討の軍を差下さんと
類りぬ喋々議しぬ人ど朝議何とも決定せぬ茲ふ
於て遂ふ七卿の官位を召故さるると決し各苗守
居の面々ふ仰渡されける扱又この日諸藩ふ布告あり
し今般行奉御延引仰出さるるとり人ども攘夷ふ

於て早く成功を遂へく候依て勤王の諸藩幕府の
示命を待はず速う攘夷の功を奏せよ去程十八日
の朝まき市中の者へ恠る事件を知らざるを例
年の如く御靈社に産生まふてを做んとするあり
み変りて九門の鎖して通行あはざるあり子細を
知らぬに不審を生じ風説區々不穩ありて係る
所へ追々兵隊多人敷馳違ひ大砲石火矢鎗長刀
各得物を携へて御所の方へと馳集るめど市民を

一徳古四上九

膽を潰して如何成も椿事の出来しあらんと驚動做
して窺ふ折し自己の刻ふ到りしか洛中洛外いよく
動揺ふすめぞ公卿の婦女子等へ家の重苦を従者
み持せ近在の方へと立退く騒ぎふ市中も共々散
乱し其周章いもん方なく恠て四五日も経て漸く九
門を閉うせたるひし市街僅う鎮静なる然るふ
二十五日ふりてり市民も九門の通行をゆるさる其
後へ京師ふ徘徊せし浪士艸莽の族を厳しく詮

謀我尽一聊浪士ふ似寄りの者はぐ悉く逮捕一
又長州の者として一人たりとも京師ふ足を止む
ることを許しぬらざるを再び奸商どもの時を得て
物價乃ち騰貴せしとぞ

春輔曰八月十八日の變の素是三條中納言。東久世
少將。壬生修理大夫。四條侍從。澤主水正。等毛利
氏と同論あるふより百事皆尊攘の功と奏さん
とするは是より先幕府と毛利氏の間不和做る

復古四十一

小外藩に中々毛利氏の聲威を嫉み益々其間を分
離せしめ又朝廷として之を疎んぜし免んと流言して
以て這度大和行奉の令を布くるは毛利氏の至尊を
狭き四方に端令せんと欲するの策ありと是に於て
朝廷も大に毛利氏疑ひ朝紳武弁を會し三條
以下毛利氏を擴斥せんとす。小變の起るは慮り
急に在京の諸侯に命じ嚴く九門の守衛做し
むるに毛利氏を遠く朝議の變ずるは察し兵士

を率ひ七卿と護り他日亦恢復せんを謀り即
日本國へ歸りしあり

同二十五日ふ到り毛利氏ふ與する公卿攝本少將
東園中將等十八人を罰し尚勅を下しぬる近日
の教令真偽錯出入心を惑はす物多し然れども本
月十八日以来の命の實ふ朕が意ふ出四方其之を
辭せよ世人這の勅を指し復命の攘夷とりし
しとある

復古四十一

第十六回

案下再發る茲ふ又中山忠光卿の八月十七日藤本
鎌石、松本謙三郎、吉村寅太郎、等と共に浪華を發
し河内狭山の藩主を解き大小砲の容意を傲し
五條の縣令鈴木源内の邸宅を襲ひ既ふ兵力も盛
あるに隨がひ天忠組と稱しつゝ五條近傍の民政を
傲し人心既ふ服する折柄談傳國事縣りの方より
學習院の生徒平野次郎國臣を所使として近日



御親征も在せらるるふより疎暴の所業致さま
く旨を仰遣はされけるふ天忠組のその茶な
奉命一只管鎮静を尽せし所同十九日の朝に到
り昨日京師の大変動禁闕の轉動をも兼て京師ふ
諸伏せし間諜より始未追々注進よ逮びし元
師藤本鉄石、松本等と相談して之のやう事既
ふ此処ふ至る日ひりぐして幕府我等が罪を
鳴し征討の命を下さるる左ありしが坐して軍を

待さんより寧一擧ふ死を決し名を千古に輝く
んものごとと衆議乃ち一決し同二十七日の拂曉
深霧よ乗し兵五百人を分ち同國高取の城主
楨村駿河守の城を襲撃し殆ど城中に入ると
まゝるふ駿河守の兵士も死力を尽し大ひに奮激
防戦す茲ふ於て天忠組討るるもの数多く又生
捕ふあふもの五十人除く逮びし天忠組の敗
北し其日軍を引退き天の川辻の險路よ據り兵

を各所くまに分つく寄手よきて残待まつ時とき小京けいさう根の間あてふら戒嚴げいげんを
して萩藩はぎはんも國くにを歸かへる浪士なみのし等らも頼たのむ處ところを失うはひ
天あまの川がはに來きた會あひまさるもの全まづく五百人ごひやくにん皆みな決心けっしんの精せい
兵へいあるより天忠組てんちゆうぐみ再またび奮氣ふんきを振ふるふ先まづ是こゝろ幕まくら
府ふの紀州きしゅう彦根ひこね藤堂とうどう郡山ぐんやまの四藩よっぺん小天忠組てんちゆうぐみ征討せいたう
の命めいを下くだす九月きゅうがつ六日むつき紀州きしゅうの隊長たいしやう水野みづの多門たもん兵へいを
率ひき吉野きちのの山路やまぢを進すすめて天忠組てんちゆうぐみを討うつ天忠組てんちゆうぐみの
小銃せうじゆを聯れん発はつして是こゝろを防まぐ隊長たいしやう水野みづの多門たもんの弾だん

上四十四

丸まる當あり深ふか疵きずふあこの這この日ひ寄手よきてを銃傷じゆうきやうを蒙あむ
この頗すこぶる多おほ一いつ同どう八日はつにち藤堂とうどうの隊長たいしやう藤堂とうどう新あらた七兵六しちへいりく
百人ひゃくにん残率ざんそつきく天あまの川がはに尚なほふ天忠組てんちゆうぐみ即すなはち各所くま
又また伏兵ふくへいを設まけ壘うゑき後堂ごどうの兵へい押寄おしよせ来るきたるを天あま
忠組ちゆうぐみの偽いつはりり負まけて走はりける小藤堂せうとうどう勢せいの勝かちみ乗のりど
進すする来るきたるを伏兵ふくへい一同どうどう起たり立たち藤堂とうどう勢せいを撃うち
す小寄手せうよきての先鋒せんぱう大おほ乱らんは既すに大敗おほたい又また速はやに
ととろ彦根ひこねの兵へいの是こゝろを撥はけ藤堂とうどう勢せいと共ともに遂つひ

み之を破り追ふ。十津川に到り。一日の西山に傾きける其夜天忠組の深更に乘り彦根の陣営を襲撃する。兵士大ひに狼狽し討つるもの二十人。小速ぶ然る。天忠組の要害は屯し義を重し身命を塵芥の如く軽んじ日夜防禦の心を尽せし。かゝる速くは征討の功もなく空しく時日を送りける。同十五日藤堂の兵は天忠組の後を襲ひ終つて天の川辺の要塞を陥れ。天忠組大ひに散乱す時小

後古四十五

乗じて紀州彦根郡山等兵を分ち各所に讃伏する。天忠組を討つる浪士等盡く敗衄し。這時に當り藤本鎌石松本鎌三郎吉村寅太郎以下数十人潔よく討死す。其の中は安積五郎乾十郎。渋谷伊豫作等数十名征討使の練に就く。又池内藏太牧岡鳩平大澤逸平等は巨魁中山忠光を補け大坂に走り夫より海路を長州に下りし。大和一舉漸く鎮靜せし。是を五條の乱とす。前條再説八月十八日より

朝議又幕府の術中ふ帰り政令紛々として決するとな
なく然れども九月朔日朝廷攘夷の期限を決す
き昔より有柄川熾仁親王を臨時御勅使として
東より下りぬ同日江戸ヶ谷村より佛人一名を
斬害する者ありし何れ此所為なる哉
の日洋書調所の名を改め開成所と号す同日
勅して列藩より親兵貢獻する事を止めぬ
は曩より徵兵の令出るや列藩の經費頗る夥多

是るふより邦内の疲弊を患ひ之を廃止せしめ同
七日近衛前関白忠熙卿関白鷹司家不呈書一
たし方今薩長土の三藩に誠忠正義の者あり
て諸藩に先立浪士の暴舉を鎮撫し尚尊攘の
説を主張し遂に皇威を天下に耀らすも皆三藩
の致す所なるべし其功実よ廢すべきに還つて
等共妻小聲威を煥と是を諷し長藩の入京を
禁ず何ぞ不明の甚しき此より夫方今の如き

政務多端の秋、當り遠謀深慮共、殊るは是、この三藩のそめ、て雅を、や今、是下、ハ夫、其の要路、ハ居、この請ふ、少、く之を察せ、よ同、十四日、幕府、ハ江戸の軍艦所、に於、て米國、東國の公使、を名、一三港、拒絶の書を引返、一更、よ横濱の、その鎖港を命、ず這、ハ十八日の變動、事と、控、一鎖、港、遲、延、ま、べり、く、ず、この勅命、突、東、ふ下、わ、が、あり、く、ぞ同、十九日、幕府、又、英國、佛國の公使、を招、き、共、よ謀、る、と、市、ん、と、す、る、よ二國の公使、其の招

き、ふ應、ぜ、ん、同、二十四日、岡山、廣島、徳島、津山、鳥取、津の六諸侯、より、朝廷、に、建言、す、去、ル、十八日、の、變、頗、る、疎、暴の舉、あり、と、り、ん、ども、元、來、薩、長の二藩、ハ、滿、天下の士民、ふ、勤、王の二字、を教、令、せ、一、實、ハ、朝、家の忠臣、あり、然、るに、嫌疑、を、以、く、妄、り、ハ、是、を、疎、存、せ、ハ、列、藩、皆、鼠、首、兩、端、一、敢、て、王、事、ハ、勤、む、こと、の、勿、らん、伏、て、請、ふ、速、く、ふ、二藩、を、鞏、下、ふ、召、一、政、務、ハ、預、く、く、ま、めん、と、然、時、ハ、款、藩、の、と、あ、く、ず、鹿、兒、島、侯、も、故、あり、本、國、ハ、あ、ま、り



四百五十八

六藩の建言共小薩藩のよと関係す然るも翌二十六
日津山侯獨り建白して急小東武より下り幕吏を捕
け速り小攘夷の期を決せんと請ふ小朝廷是を採
しめ茲より又毛利侯の自國に在て一篇の書を作り
朝廷に歎訴做しめ其文より臣父子多年尊攘の
心を碎き日夜を分たぐ勦勵し以て皇威を海外迄も
振張し然して夷狄親征の期も近きありば父子
欣然として夫が先鋒あるんと我欲する小豈圖らんや

遷り小大和行奉を止め且臣が堺町御門の警衛を罷
めて輦下より入ることを我禁しめ是に於て臣が赤心裂
んと欲す且竊に案を廻らすは是全く詭人の做す所
ありんと察す故に速り上京し其諛を理解せんと
欲すことども亦勸懲如何を懼る伏し請ふ之を憐察
ありんと朝廷又この歎訴を容れだ十月三日島津三
郎復上京做し幕府を捕り急小攘夷の成功を遂天
下治平の策を設せんと將軍及び一橋中納言越前中

將等の再び上洛ありんと欲し、我々一々の朝廷も又先小越
前中將土佐老侯を召す、兩侯直に上京、做さん音を
申奏せらる、ふ同十一日、勅して將軍を再び上洛せしめ、且天
下の令一々の近來、関東ふ於て既小鎖港の應接中、
ふより今より攘夷の事、総て幕府に任すべく、就ての自
今、緒藩ふ於ても、経舉暴発の所業、致せまざりくと、この時
ふ當り幕府の池田筑後守等を海外に遣り、鎖港
の事を繰らんとする、ふ攘夷を主と為る者、又京攝間の

復古聖二十

浪士等大ひ望を失ふ、ひり共小咄嗟し、ては朝廷も亦
因循姑息、ふ陥る乎と有志の者、相率ひて長洲に走
る、同時川越侯をして政事總裁職を命じ、ふ前件
又説茲より九月下旬の頃よりして、但馬國生野銀山の
あつり、浪士夥多しく屯集する、注意櫛の齒を曳ど
く、做るふより、近國の諸侯、又命ト之、征討を做さむ
然る、ふ但馬生野の一挙、其の起る所を尋らふ、荒
の脱士平野次郎國臣と、りる者、始ち壬戌の夏、播州

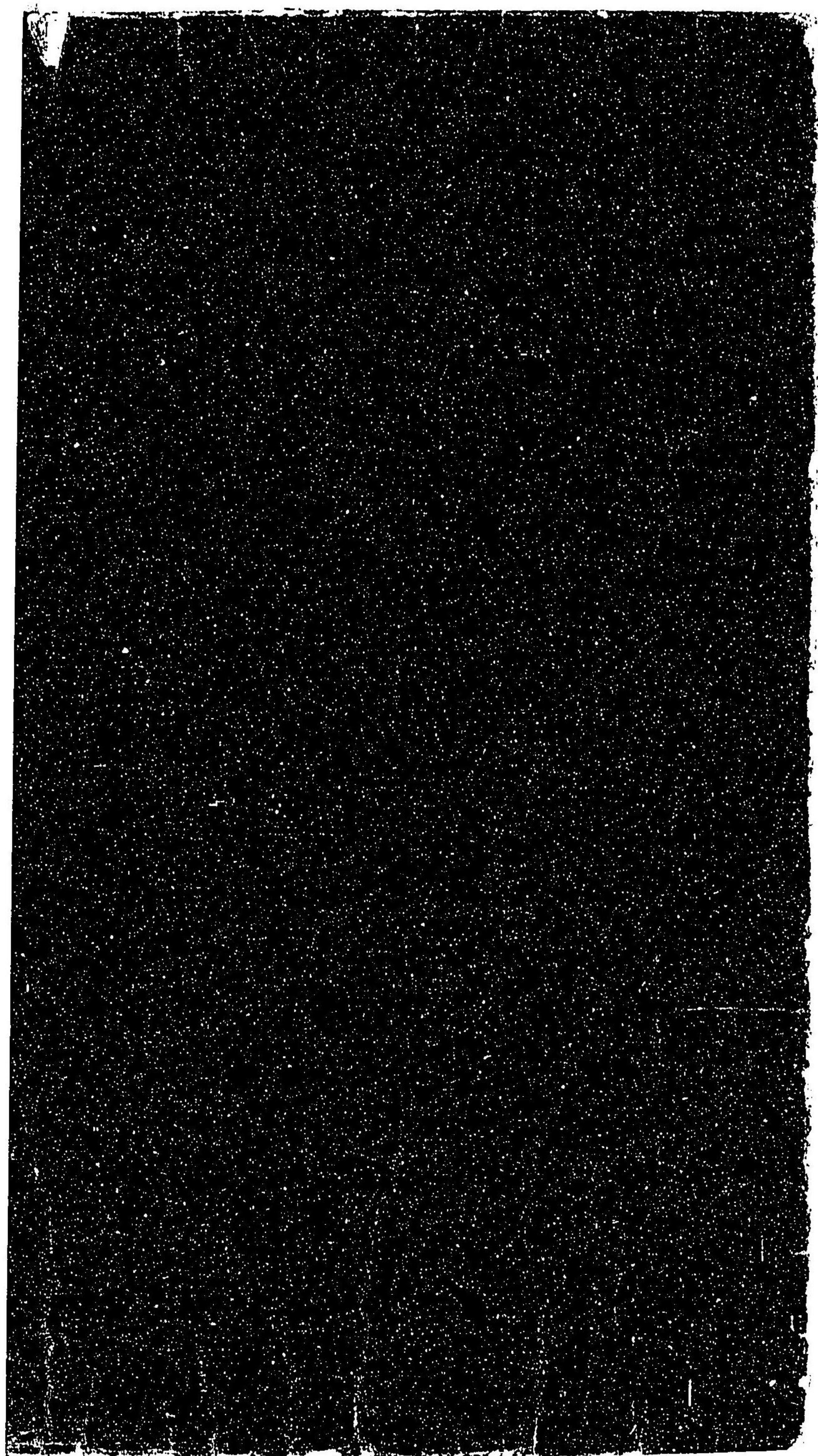
姫路の浪士を集め、島津三郎侯が上京の砌、攘夷の
兵を挙げ、速に功を奏さんと逼る事、稍過激の涉
るが、以て藩主其暴挙を恐と本國に於て禁錮せ
し、其後朝命に應じ、學習院の督長を倣せしが、迄
頃大和五條に天忠組の乱起し、自ら之を鎮めんと
朝廷に請ひ、既に五條に到りし時、二郎等十八日の変を
聞き、大いに憤發し、七郷を復任し、毛利侯の寛を解
再び親征の議を興さんと直ちに京師に歸り、百方

復吉聖世

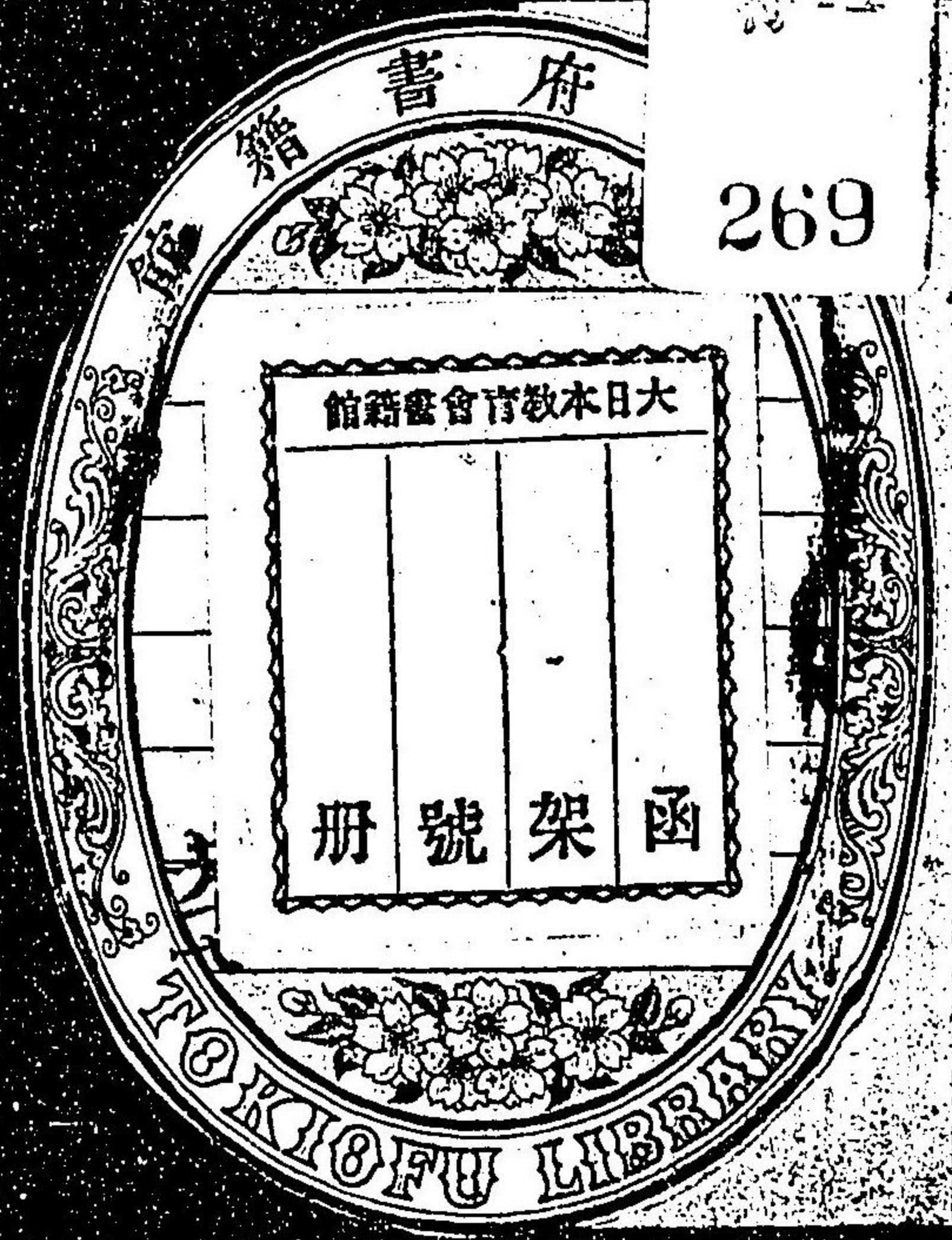
尽力為るとり、人ども朝廷毫も容れぬ、依て二郎が
思ふ所一朝事の変ずるに、中川宮、會津中將の意も
出るありと察し、夫より京師を去り、長州に走り、七
卿の中澤主水正を請ひ、防州三田尻より乗船
倣し、一端義拳を募り、其勢に乗じ、京師に登り、強
訴せんと謀る、其の黨に馳集る人々、三王三平、
南八郎、川埃才一郎、田中軍太郎、本多素行、吉
村右京、長曾我部太七郎、大田六右工門、黒田

與一郎、三牧藤藏、戸原卯橘、白石簾作、小田
村信一、伊藤三郎、下瀬猛彦、太田藤藏、肥田左工
門、久留米新三郎、長野勝助、西村清太郎、和田小
傳次、井関秀太郎、大村辰之助、多田彌太郎等既
不防州を出帆、一撰海さうて急ぐせける

復古夢物語第四編上之卷 終



夏古夢物語 四編



269